アクシアル リテイリング株式会社

(証券コード　8255)

第73期

定時株主総会招集に際しての
その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

事業報告の「会社の体制及び方針（業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況）」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

目　次

第73期
（2023年４月１日から2024年３月31日まで）
事業報告の「会社の体制及び方針」…… 1
連結計算書類の「連結注記表」…… 7
計算書類の「個別注記表」…… 26

会社の体制及び方針

１．業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。

その内容は以下のとおりであります。

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、持株会社として当企業集団全体の経営管理、統括を行う観点から、当社並びに子会社から成る企業集団の取締役等及び使用人が守るべき倫理規範を制定し、法令等の遵守を行うための行動規範を定める。

取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、取締役会規程その他社内規程に従って、当社並びに子会社に係る重要事項の審議、決定、報告を行うとともに、当社取締役の職務執行を監督する。

当社の取締役は、職務の執行において、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全を図るため、内部統制に係る体制の整備を行う。また、内部統制の運用に係る有効性が確保されるように、継続してその有効性の評価を行う。有効性の評価にあたっては、内部監査部門である業務監査室を設置し、職務執行全般における継続的監視活動を行う。

当社の取締役及び使用人は反社会的勢力と一切の関係を遮断する。また、倫理・コンプライアンスに照らして問題のある活動には関与しない。これを、倫理・コンプライアンス管理規程に定め周知徹底を図る。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務執行に係る意思決定過程における稟議書、議事録、その他文書については、文書管理規程に基づき適切な状態にて保存する。

法令で定められた情報開示を必要とする重要情報については、速やかに情報を公開する。

その他、インサイダー取引防止規程、個人情報保護基本規程、情報セキュリティ規程等を定め情報管理の徹底を図る。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメント委員会を設置し、経営上想定しうるリスクについて、定期的に評価・検証を行い、必要な措置に関する対応を行う。

損失に関するカテゴリー・マネジメントの観点から、関連する社内規程及びマニュアル等において該当する損失の危険の管理について定める。

不測の事態が生じた場合に、役員、使用人全員が適切な行動を行えるように、連絡体制の整備、行動マニュアルの整備を行う。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、経営の意思決定と業務執行の役割を明確化し、迅速かつ機動的な経営戦略の実現を図るとともに、責任を明確化しコーポレートガバナンス体制を強化することを目的として、執行役員制度を採用し、選任した執行役員の職務権限を職務権限規程で明確にする。

また、企業集団全体の職務執行に関する意思決定を迅速に行うため、当社の取締役及び指名された者によりグループ経営会議を開催し議論を行い、職務の執行方針、重要事項の決定を行う。

(5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスに係る事項についてはコンプライアンス委員会を設置し審議する。また、ＴQM推進部を設置し、社会的責任、法令遵守に関する維持・整備・啓発活動を行う。

日常の職務執行については、全社的品質管理（ＴQM）活動の考え方を基本とし、自ら判断して行動できる教育を行う。

内部通報窓口を社内及び社外に設置し、通報、相談が適時に行われる体制を整備し、かつ、内部通報者の権利を保護する。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

子会社は、当社において当社の取締役等が同席する子会社合同の取締役会を開催し、重要事項の審議、決定、報告を行う。

当社が定める関係会社管理規程に基づき、当社を中心とした企業集団全体の業務執行に関する報告、決裁の体系を明確にし、該当する事項について、子会社は当社に報告を行い、必要な会議体の承認を求める。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社が主催するリスクマネジメント委員会は、子会社からも委員を指名し、企業集団全体の観点から経営上想定されるリスクについて認識の共有を行う。

また、損失の危険の管理や不測の事態への対応のため、当社が定めた社内規程やマニュアル等を準用する。

③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社がその事業遂行にあたり、各子会社の事業特性に応じた迅速かつ効率的な経営が行われるよう、持株会社体制を採用する。

子会社は必要に応じ、経営会議の設置や執行役員の選任を行い、職務執行の効率化を図る。

子会社が当社に報告を必要とする事項については、グループ経営会議に報告を行う。

④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社が主催するコンプライアンス委員会は、子会社からも委員を指名し、企業集団全体の観点から情報を共有し、審議を行う。

また、日常の職務執行に関する全社的品質管理（ＴQM）活動は、グループ経営理念に基づき、その活動を企業集団全体が一体となって行う。

当社が設置する内部通報窓口は、企業集団全体で共有し、通報、相談が適時に行われる体制を整備し、かつ、内部通報者の権利を保護する。

子会社の取締役等及び重要な使用人の選任については、当社の取締役会の承認を必要とする。

⑤　その他当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

内部監査については、持株会社である当社に企業集団全体の内部監査を専任で行う業務監査室を設置し、子会社から独立した立場で業務執行の適正性について監査を行う。

財務報告に係る内部統制については、内部統制整備委員会で評価・検討し、内部統制管理室が主体となって、整備、改善を行う。

(7)　当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は当社の監査役と協議のうえ、必要と認める人員を当社の監査役の職務を補助すべき使用人として指名する。

(8)　第７号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

当社の監査役の職務を補助すべき使用人として指名された者は、その補助すべき期間において、当社の監査役の指揮命令の下に行動し、当社の取締役その他当社の監査役以外の者から一切の指揮命令及び職務遂行上の制約は受けない。また、当該使用人に係る人事異動、人事評価、賞罰、その他一切の事項は、監査役の協議に基づき決定し、当社の取締役その他当社の監査役以外の者からの独立性を確保する。

(9)　当社の監査役の第７号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役の職務を補助すべき使用人として指名された者は、当社の監査役の指示に基づく職務の過程において知り得た一切の事項に関し、当社の監査役に報告するものとし、当社の監査役の同意なくして、当社の監査役以外の者に当該事項を伝達してはならない。

(10)　当社の監査役への報告に関する体制

①　当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社の監査役は、会社の業務執行過程において取締役会、経営会議、その他重要と認められる会議に出席し、業務執行過程における意思決定の過程や職務の執行状況について常に把握し、会議体の議事録、稟議書、契約書等、業務執行に係る重要な書類を閲覧する。

当社の取締役及び使用人は、業務の執行過程において重要と認められる事象が生じた場合には、当社の監査役に対し当該事象の内容を速やかに報告しなければならない。

また、当社の監査役から報告の求めがあった場合には、その報告を行う義務を負う。

社内及び社外に設置した内部通報窓口に行われた通報、相談は監査役にも報告を行う。

②　当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社の子会社の取締役等は、毎月、月次決算の状況について当社の監査役にその詳細の報告を行う。

また、当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、業務の執行過程において重要と認められる事象が生じた場合には、当社の監査役に対し当該事象の内容を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から報告の求めがあった場合には、その報告を行う義務を負う。

(11) 第10号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

第10号の報告をした者の個人情報は保護し、当該報告をしたことを理由として、当社並びに子会社は当該報告者に不利な取扱いをしない。

(12) 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続等の請求を当社にした場合は、当社がその請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかにこれに応じる。

(13) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、その職務の執行にあたり、他のいかなる者からも制約を受けることなく、当社の取締役の職務執行が法令及び定款に準拠して適法に行われているかどうかについて、独立して自らの意見形成を行う権限を持つ。

この独立性と権限を確保するために、監査役監査規程及び監査役会規程において、当社の監査役の権限を明確にするとともに、当社の監査役は、策定した監査計画に基づき、業務監査室、会計監査人、その他必要と認める者と連携して監査を実施し、監査の実効性を確保する。

また、当社の監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、独自に外部専門家の活用を検討する。

2．業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」について、以下のとおり運用を行っております。

(1) 業務執行に関する事項

当期におきましては、16回の取締役会を開催し、法令に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督いたしました。

なお、当社は持株会社として、当社グループ全体の経営方針の決定を行い、企業集団全体の管理統括・意思疎通を図る観点から、グループ経営会議（常勤取締役、常勤監査役全員とその他各事業会社の役員等のうち指名された者により構成）において、活発な議論を経て日常業務に関する意思決定を行っております。

また、各事業会社ではグループ経営会議で決定された方針に基づき業務執行を行い、日常的な業務を遂行する上で必要な権限は、各部署長及び店長に積極的に委譲を進めております。

常勤監査役による取締役の職務執行状況把握は本社内にとどまらず、その政策が各事業会社の現場においてどのように具現化しているかも含め、各部署の責任者との広範な連携を保って監査を実施しています。また、非常勤監査役も含めた監査役会は毎月開催されており、経営数値の分析、取締役会議事録及び稟議決裁状況の精査や担当役員からの聴取を行っております。

業務執行、監督機能等を強化するプロセスとしては、以下のような機能を設置しております。

① 内部監査の執行

業務執行状況の内部監査につきましては、持株会社である当社に業務監査室を設置し、各事業会社から独立した立場で、企業集団全体を対象に実施しております。

② 財務報告に係る内部統制の評価

財務報告に係る内部統制の管理運用体制に係る整備につきましては、当社に内部統制管理室を設置し、企業集団全体を対象に、現状分析、検討、改善を進めており、当社グループ各社より人選した人員で内部統制整備委員会を組織して、その報告、評価等を行っております。

③ 経営方針管理

経営方針がどの程度具現化されているかについて、ＴＱＭ推進部が企業集団全体を対象に経営に関する全社的品質管理（ＴＱＭ）活動に基づく進捗管理を行っております。また、倫理・コンプライアンス管理規程に基づき、コンプライアンスや企業倫理に関する教育・啓発を進め社員の意識向上に努めております。

④ 環境内部監査の執行

当社グループの主要な事業会社である株式会社原信及び株式会社ナルスはＩＳＯ14001の認証を審査時に稼動していたすべての事業所で取得しており、環境保全に関する活動、法令遵守及び業務の執行状況について、社内の環境監査委員で組織した環境内部監査委員会による監視を行うとともに、環境活動の品質管理に関する維持・保全に努めており、外部認証機関による定期審査も継続して受けております。

⑤ コンプライアンスに関する審議

内部通報制度の設置・運用により、社内外から広く情報収集の窓口を設けるとともに、問題については当社グループ各社より人選した人員で組織したコンプライアンス委員会の審議・答申に基づき、社長が必要な措置を講じております。

⑥ リスク評価

経営全般に係る潜在リスクにつきましては、当社グループ各社より人選した人員で組織したリスクマネジメント委員会において、問題の抽出、対策の検討を行っております。

⑦ その他

商品の品質管理につきましては、当社グループ各社の担当部署が維持管理状況に関する調査を行うとともに、産地表示や商品の原料、添加物の表示に関する法令遵守の徹底、販売期限、トレーサビリティーを含む商品の品質保証全般の管理を行っております。

労務管理につきましては、当社グループ各社が労働組合の執行部数名と取締役による労使協議会を毎月開催しており、率直に経営全般にわたる広範囲な問題点を協議し、労使で諸問題についての情報を共有する仕組みを構築しております。

（2） 内部監査及び監査役監査に関する事項

① 内部監査の組織、人員及び手続

内部監査につきましては、社長直轄の独立した社内組織である業務監査室を設置し、各社の内部監査担当部門（９名）と連携して、社内規程である内部監査規程に基づく内部監査を実施しております。

内部監査は、内部統制の整備及び運用状況について、その有効性・効率性の評価を含め、法令及び社内規程等に基づき適切に業務執行が行われていることを継続的に監視することを目的としており、毎年、年度当初に立案し社長の承認を得て決定される年間計画に基づく定期監査では、子会社の業務執行状況の調査を含め、継続的に監視すべきテーマについて業務監査と会計監査を実施しております。また、特に必要と認められたテーマが生じた場合には、社長の指示により特別監査を実施しております。

監査の結果につきましては、取締役会に報告のうえ、必要に応じて、改善・是正措置を執行することとしており、改善状況等については、必要に応じて事後確認のための監査を実施しております。

② 監査役監査の組織、人員及び手続

当社の監査役は、当期末現在、常勤３名、非常勤１名の計４名で構成されており、監査役監査については、年度当初の監査役会において決定された監査の方針、業務の分担等に従い監査計画を策定し、各監査役が監査を実施しております。なお、監査役は、金融機関役員経験者２名、当社子会社役員経験者２名より構成されており、それぞれが専門的見地から監査を実施しております。

監査の実施にあたっては、取締役会その他重要な会議に出席して議事の内容を把握するとともに議案審議等に必要な発言を行うほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類の閲覧を行い、当社、各事業会社の主要な営業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて各事業会社から事業の報告を受けております。

監査役会は毎月開催することを原則としており、当期は15回開催いたしました。なお、監査役会では各監査役の監査の実施状況について協議を行い、必要と認められた場合には、取締役に対し提言、助言、勧告を行っております。

③ 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

内部監査と監査役の連携につきましては、毎月、常勤監査役が内部監査部門である業務監査室との定例ミーティングを開催し、監査の実施状況、指摘事項、指摘事項の改善状況について相互の意見交換、助言等を行い、監査の有効性、効率性を高める取り組みを行っております。また、必要に応じて両者が協力して共同の監査を実施しております。

会計監査人との連携につきましては、各四半期及び期末監査終了後に監査報告会を開催し、会計監査人より監査役に対して実施した監査の概要、監査結果等に関する詳細な報告を行うとともに、期中においても必要に応じて随時、相互の意見交換、質問等が行われており、監査役監査の有効性に資する情報交換、会計監査の適正性に係る監視、検証を行っております。

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

イ．連結子会社の数

12社

ロ．連結子会社の名称

株式会社原信、株式会社ナルス、株式会社フレッセイ、
原信ナルスオペレーションサービス株式会社、株式会社ローリー、
アクシアル レーベル株式会社、有限会社原信ネットオーダー、
高翔商事株式会社、株式会社原興産、株式会社アイテック、高速印刷株式会社、
力丸流通サービス株式会社

なお、前期において当社の完全子会社かつ連結子会社であった株式会社フレッセイヒューマンズネットは、2023年４月１日付で、同社を吸収合併消滅会社、同じく当社の完全子会社かつ連結子会社である株式会社フレッセイを吸収合併存続会社とする吸収合併を行ったため、連結の範囲から除外しております。

また、有限会社原信ネットオーダーは、当期において株式を取得し完全子会社となったため、新たに連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

該当事項はありません。

④ 開示対象特別目的会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

(ｲ) その他有価証券

ａ．市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

ｂ．市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法によっております。

ロ．棚卸資産

(イ)　商品

主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(ロ)　製品・仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(ハ)　原材料・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

②　重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　２年～50年、機械装置及び運搬具　２年～17年、

その他（工具、器具及び備品）　２年～20年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

その他（商標権）　10年、その他（ソフトウエア）　５年

ハ．リース資産

(イ)　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

ニ．長期前払費用

定額法によっております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当期における支給見込額に基づき計上しております。

ハ．賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当期の負担額を計上しております。

④　退職給付に係る会計処理の方法

イ．退職給付見込額の期間帰属の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ．数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額をそれぞれの発生の翌期から費用処理することとしております。

ハ．小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

⑤　重要な収益及び費用の計上基準

イ．約束した財又はサービスに係る収益及び費用の計上基準

当社グループはスーパーマーケット事業を主体とし、スーパーマーケットの店頭で各種商品の販売又はサービスの提供を行っております。

スーパーマーケット事業では、主に当社グループ店舗の店頭で商品を販売しており、履行義務の内容としての顧客に移転することを約束した財又はサービスは、生鮮食品、一般食品、その他の商品及び製品（以下、これらを総称して「商品」といいます。）が９割超を占めております。

これら商品は、顧客から店内の精算所で対価を受け取ると同時に、顧客は商品に対する支配を獲得し、当社グループの履行義務は充足されます。また、支配が顧客に移転した時点で当該商品と交換に受け取ると見込まれる金額により収益を認識しております。

なお、顧客に対する財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人と判断される取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先へ支払う対価の総額を控除した純額で収益を認識しております。

また、顧客に支払う対価について、当社グループから顧客へ提供する財又はサービスと一体の取引と判断されるものについては、顧客から受け取る対価の総額から当該費用を控除した純額で収益を認識しております。

ロ．自社発行ポイントに係る収益認識

自社が設けるポイントプログラムに入会した顧客に付与するポイントについて、将来割安な価格で自社の商品等を引き渡す履行義務を負っており、当該ポイントが使用された時点で履行義務が充足されます。なお、当該ポイントには有効期限があり、取引価格の履行義務への配分は、未使用の当該ポイントに係る将来の失効見込みを加味したうえで、独立販売価格に基づき行っております。

ハ．自社発行商品券に係る収益認識

自社が発行する商品券について、商品券を発行した時点で将来顧客に自社の商品を引き渡す履行義務を負っており、当該商品券が使用された時点で履行義務が充足されます。なお、当該商品券には有効期限がないため、取引価格の履行義務への配分は、独立販売価格に基づき行っており、未使用の当該商品券については、顧客が使用する可能性が極めて低くなった時点で収益を認識しております。

ニ．ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

⑥　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑦　のれんの償却方法及び償却期間

定額法により５年間で償却しております。

(5)　会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

(6)　表示方法の変更に関する注記

①　連結損益計算書関係

イ．営業外収益

前期において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「補助金収入」は、金額的重要性が増したため、当期より独立掲記することとしております。なお、前期の連結損益計算書において、「営業外収益」の「補助金収入」は49百万円であります。

(7)　会計上の見積りに関する注記

①　スーパーマーケット事業に係る固定資産の減損

イ．重要な会計上の見積りを示す項目に関する事項

当社グループは、主としてスーパーマーケット事業を営んでおり、資産構成は同事業に関するもので大半を占めていることから、当期の連結計算書類を作成するにあたって行った会計上の見積りのうち、翌期の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがあるものとして、スーパーマーケット事業に係る固定資産の減損が重要な会計上の見積りを示す項目と認識しております。なお、本項目における固定資産は、「固定資産の減損に係る会計基準及び同適用指針」による評価の対象となるものであり、他の会計基準等による評価の対象となるものは、以下記載の固定資産の内容及び金額等に含まれておりません。

ロ．当期の連結計算書類に計上した金額

スーパーマーケット事業に関する固定資産の減損に関し、当期においては、収益性が著しく低下した店舗に関する資産及び賃貸資産等について、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額14億95百万円を特別損失に減損損失として計上しております。なお、当期末現在におけるスーパーマーケット事業に係る固定資産は、連結全体のセグメント資産合計（全社資産及びセグメント間の調整額を含まない額）に含まれる固定資産に対し97.4％を占めており、その内容は次のとおりであります。

有形固定資産	**73,933**百万円
無形固定資産	**2,140**百万円
投資その他の資産	**360**百万円
スーパーマーケット事業に係る固定資産合計	**76,434**百万円

ハ．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(ｲ)　金額の算出方法

固定資産の減損に係る回収可能性の評価にあたり、他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位を考慮し、主として店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っており、収益性が著しく低下した資産又は資産グループについて、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方により測定しております。正味売却価額は、各資産グループの構成資産について、市場価格が観察できる場合には観察可能な市場価格とし、市場価格が観察できない場合には、路線価又は固定資産税評価額等を勘案した合理的な見積りにより算定しております。また、使用価値は、各資産グループの継続的使用と使用後の構成資産の処分によって見込まれる将来キャッシュ・フローを、借入資本コストと自己資本コストを加重平均した資本コスト（ＷＡＣＣ）で現在価値に割り引いて算定しております。

減損の兆候があると判断された店舗に関する使用価値算定の基礎となる将来キャッシュ・フローは、継続的な使用とその後の処分によって見込まれるキャッシュ・フローを、その構成要素である売上高、売上総利益率、販売費及び一般管理費、構成資産の処分価値等について、過去実績、競合関係や近隣状況の変化、次期の予算、今後の改廃等を総合的に勘案したうえで、年度別に算出した値の経済的残存使用年数における累計値として見積もっております。経済的残存年数は、上限を20年とし、自社物件及び普通借地物件については、店舗の残存耐用年数を用い、定期借地物件については、残存借地期間を用いております。資本コストは、外部より入手しており、その算定基礎には、当社の負債・株式時価総額の構成のほか、国債の利回り、予想マーケットリターン、当社株式の株価、株式市場全体の株価指標等の要素が含まれております。

(ﾛ) 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

ａ．売上高、売上総利益率並びに販売費及び一般管理費の店舗別、年度別の予測

売上高、売上総利益率の予測については、店舗別に過去実績、店舗年齢、他社及び自社店舗の競合状況の変化見込、その他市場環境の変化等を勘案した予算等を基礎として年度別に予測しております。

販売費及び一般管理費の予測については、店舗別に過去実績、人員配置計画、販売促進計画、その他諸経費に関する事項を勘案した予算等を基礎として年度別に予測しております。

各指標の予測に関する定量的情報は、店舗別及び年度別により異なりますが、主なものは次のとおりであります。

売上高の前事業年度対比増減率	－19.0%～＋27.6%
売上総利益率の前事業年度対比増減値	－2.3ポイント～＋0.8ポイント
販売費及び一般管理費の前事業年度対比増減率	－12.8%～＋10.0%

ｂ．経済的残存年数

８年～20年

ｃ．資本コスト（ＷＡＣＣ）

6.6%

ｄ．市場価格が観察できない場合の正味売却価額

路線価÷0.8又は固定資産税評価額÷0.7

(ﾊ) 重要な会計上の見積りが翌期の連結計算書類に与える影響その他の会計上の見積りの内容に関する情報

固定資産の回収可能価額の評価に関する前提条件には、経済的残存年数を通じた将来の収益性の評価や資本コストなどが含まれますが、これらの前提条件は長期的な見積りに基づくため、将来の各資産グループを取り巻く経営環境の変化による収益性の変動や金融市況の変動により、回収可能性を著しく低下させる変化が見込まれた場合、翌期の連結計算書類において、追加の減損損失が発生する可能性があります。

(8) 会計上の見積りの変更に関する注記

重要な会計上の見積りの変更はありません。

なお、減価償却資産のうち有形固定資産の一部について、経済的使用可能予測期間に基づく残存耐用年数の会計上の見積りの変更を行い、耐用年数の変更を行っております。この結果、変更前に比べ、販売費及び一般管理費（減価償却費）が６百万円増加し、税金等調整前当期純利益が６百万円減少しております。翌期以降の連結計算書類に与える影響は軽微であるため、記載を省略しております。

また、スーパーマーケット事業における店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務の一部等について、処分方針の決定に伴い解体撤去等に係る見積書等の新たな情報の入手を行い検討した結果、資産除去債務の一部について、会計上の見積りの変更を行い、資産除去債務の計上額に関する変更を行っております。この結果、変更前の資産除去債務残高に78百万円を加算し、10百万円を減算しており、税金等調整前当期純利益が77百万円減少しております。翌期以降の連結計算書類に与える影響は軽微であるため、記載を省略しております。

(9) 追加情報に関する注記

該当事項はありません。

２．連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　　69,410百万円

(2) 担保資産及び担保付債務

① 仕入取引の担保に供している資産及び担保付債務

・ 担保資産

現金及び預金	2百万円
投資有価証券	67百万円
敷金及び保証金	189百万円
合計	259百万円

・ 担保付債務

買掛金	3,007百万円
流動負債「その他」	3百万円
合計	3,011百万円

３．連結損益計算書に関する注記

(1) 売上高のうち顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益の内訳

顧客との契約から生じる収益	265,043百万円
その他の収益	5,181百万円
外部顧客への売上高合計	270,224百万円

（注）「その他の収益」は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）の適用範囲に含まれるリース取引（動産及び不動産の賃貸収入）であります。

(2) 固定資産売却益の内訳

機械装置及び運搬具	0百万円
土地	4百万円
合計	4百万円

(3) 固定資産売却損の内訳

建物及び構築物	4百万円
合計	4百万円

(4) 固定資産除却損の内訳

建物及び構築物	21百万円
機械装置及び運搬具	0百万円
有形固定資産「その他」	0百万円
無形固定資産「その他」	0百万円
合計	24百万円

(5) 減損損失の内訳

当社グループは、主としてスーパーマーケット事業を営んでおり、他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位を考慮し、主として店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。

当期におきましては、収益性が著しく低下した店舗に関する資産及び賃貸資産等について、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額14億95百万円を特別損失に減損損失として計上いたしました。

① 資産グループ　フレッセイ太田飯塚店（群馬県太田市）他７店舗

用途　　店舗
種類　　建物及び土地等
減損損失

建物及び構築物	1,183百万円
土地	32百万円
有形固定資産「リース資産」	121百万円
その他	136百万円
小計	1,473百万円

② 資産グループ　賃貸資産等（群馬県前橋市）他４物件

用途　　賃貸資産等
種類　　建物及び土地等
減損損失

建物及び構築物	20百万円
土地	0百万円
その他	1百万円
小計	21百万円

③ 合計

合計	1,495百万円

上記資産の回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しております。なお、正味売却価額は、路線価又は固定資産税評価額等を勘案した合理的な見積りにより評価しております。また、使用価値は、当該資産グループの継続的使用と使用後の処分によって見込まれる将来キャッシュ・フローを6.6％で現在価値に割り引いて算定しております。

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式	23,388,039株	－	－	23,388,039株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式	346,519株	408,385株	－	754,904株

（注）変動事由の概要

（増加の内訳）

単元未満株式の買取請求による取得　185株

取締役会決議に基づく自己株式の取得　408,200株

(3) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月22日定時株主総会	普通株式	1,267	55.00	2023年3月31日	2023年6月23日
2023年11月14日取締役会	普通株式	678	30.00	2023年9月30日	2023年12月5日

② 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年6月20日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,244	55.00	2024年3月31日	2024年6月21日

5．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にスーパーマーケット事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金（主に金融機関からの借入やリース契約）を調達しております。

また、一時的な余剰は安全性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金は金融機関からの借入により調達しております。

なお、デリバティブ取引は、金利変動及び為替変動によるリスクを回避するために利用する場合がありますが、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

イ．資産

現金及び預金のうち、預金はすべて円建てであり、ほとんどが要求払預金であります。

受取手形及び売掛金は、すべて１年以内の回収期日であり、顧客の信用リスクに晒されております。

リース投資資産は、スーパーマーケット事業において、当社グループが開発したショッピングセンターへ出店したテナントに対するものであり、回収期日は決算日より最長10年後で、借手の信用リスクに晒されております。

未収還付法人税等は、すべて１年以内の回収期日であります。

投資有価証券は、主に保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式であり、投資先の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

長期貸付金は、主に従業員貸付金制度に基づく当社グループ従業員に対するものであり、回収期日は決算日より最長５年後で、貸出先の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主にスーパーマーケット事業において、当社が出店をしているショッピングセンターの不動産賃借契約に係るものであり、約定に定めのあるものの回収期日は決算日より最長31年後で、差入先の信用リスクに晒されております。

ロ．負債

買掛金は、すべて１年以内の支払期日であります。

未払法人税等は、すべて１年以内の支払期日であります。

リース債務は、運転資金及び設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、返済期日は決算日より最長19年後であります。

長期預り保証金は、主にスーパーマーケット事業において、当社グループが開発したショッピングセンターへ出店したテナントから受け入れているものであり、約定に定めのあるものの支払期日は決算日後最長30年後であります。

ハ．デリバティブ取引

当期末現在において、該当するものはありません。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

受取手形及び売掛金、リース投資資産、長期貸付金、敷金及び保証金について、当社グループ各社は、各担当部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場性のない投資有価証券については、発行体ごとに財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用については、信用リスク軽減のため格付けの高い金融機関に限定し、所定の決裁手続きを経たうえで取引を行うこととしております。なお、当期におけるデリバティブ取引の利用はありません。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

市場性のある投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、定期的に取引の状況、時価等を把握し、為替や金利変動リスクを検証することとしております。なお、当期におけるデリバティブ取引の利用はありません。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、当社及びグループ各社からの報告に基づき財務部門が適時に資金繰りの計画を作成・更新するとともに、手元流動性を適正値に維持することにより、流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤　信用リスクの集中

該当事項はありません。

(2)　金融商品の時価等に関する事項

項目	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
現金及び預金	21,021	21,021	—
受取手形及び売掛金	6,042	6,042	—
リース投資資産	445	433	△11
未収還付法人税等	80	80	—
投資有価証券			
その他有価証券	3,286	3,286	—
長期貸付金	5	5	0
敷金及び保証金	6,809		
貸倒引当金	△15		
差引：敷金及び保証金	6,794	5,758	△1,036
資産合計	37,676	36,628	△1,048
買掛金	18,895	18,895	—
未払法人税等	2,368	2,368	—
リース債務	2,554	2,251	△302
長期預り保証金	6,088	5,198	△889
負債合計	29,906	28,713	△1,192
デリバティブ取引	—	—	—

（注）１．敷金及び保証金には、個別に計上している貸倒引当金があり当該金額を控除しております。

２．長期貸付金には、１年以内に回収予定のものを含んでおります。

３．リース債務には、１年以内に返済予定のものを含んでおります。

４．市場価格のない株式等は、投資有価証券には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、非上場株式328百万円であります。

5．金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

項目	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
現金及び預金	2	―	―	―
受取手形及び売掛金	6,042	―	―	―
リース投資資産	90	278	76	―
投資有価証券				
その他有価証券				
債券（社債）	5	―	―	―
長期貸付金	4	1	―	―
敷金及び保証金	589	1,556	1,723	2,940
合計	6,733	1,837	1,799	2,940

6．短期借入金、社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

項目	1年以内 （百万円）	1年超 2年以内 （百万円）	2年超 3年以内 （百万円）	3年超 4年以内 （百万円）	4年超 5年以内 （百万円）	5年超 （百万円）
短期借入金	―	―	―	―	―	―
社債	―	―	―	―	―	―
長期借入金	―	―	―	―	―	―
リース債務	266	264	268	260	247	1,246
その他の有利子負債	―	―	―	―	―	―
合計	266	264	268	260	247	1,246

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融資産の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（時価のレベルの分類）

- レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
- レベル2：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
- レベル3：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1 （百万円）	レベル2 （百万円）	レベル3 （百万円）	合計 （百万円）
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	3,281	―	―	3,281
債券（社債）	―	5	―	5
その他	―	―	―	―
デリバティブ取引	―	―	―	―
資産合計	3,281	5	―	3,286
デリバティブ取引	―	―	―	―
負債合計	―	―	―	―

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル１ （百万円）	レベル２ （百万円）	レベル３ （百万円）	合計 （百万円）
現金及び預金	―	21,021	―	21,021
受取手形及び売掛金	―	6,042	―	6,042
リース投資資産	―	433	―	433
未収還付法人税等	―	80	―	80
長期貸付金	―	5	―	5
敷金及び保証金	―	5,758	―	5,758
資産合計	―	33,342	―	33,342
買掛金	―	18,895	―	18,895
未払法人税等	―	2,368	―	2,368
リース債務	―	2,251	―	2,251
長期預り保証金	―	5,198	―	5,198
負債合計	―	28,713	―	28,713

（注）１．長期貸付金には、１年以内に回収予定のものを含んでおります。
２．敷金及び保証金には、個別に計上している貸倒引当金があり、当該金額を控除しております。
３．リース債務には、１年以内に返済予定のものを含んでおります。
４．時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期性のものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、時価の算定を当該帳簿価額によっており、その時価はレベル２に分類しております。

(2) 受取手形及び売掛金、未収還付法人税等、買掛金、未払法人税等

短期間で決済又は返済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、時価の算定を当該帳簿価額によっており、その時価はレベル２に分類しております。

(3) リース投資資産、長期貸付金、敷金及び保証金、長期預り保証金

一定の期間ごとに分類したうえで、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により時価を算定しており、その時価はレベル２に分類しております。

また、貸倒懸念債権の時価は、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値又は担保及び保証による回収見込額等を基に割引現在価値法により時価を算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はその時価をレベル３、そうでない場合はその時価をレベル２に分類しております。

(4) 投資有価証券

株式は上場株式であり、時価の算定を相場価格によっております。なお、当該株式は活発な市場で取引されているため、その時価はレベル１に分類しております。

債券（社債）は非上場社債であり、一定の期間ごとに分類したうえで、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により時価を算定しており、その時価はレベル２に分類しております。

(5) リース債務

元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により時価を算定しており、時価はレベル２に分類しております。

(6) デリバティブ取引

該当するものはありません。

６．資産除去債務に関する注記

(1) 当該資産除去債務の概要

主として、スーパーマーケット事業における店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得日から賃貸借期間満了日までと見積り、各債務の認識時点における合理的な割引率（0.95%～1.70%）を使用し計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

当期首残高	**6,121**百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	**182**百万円
見積りの変更による調整額	**68**百万円
時の経過による調整額	**49**百万円
履行による支払充当額	△**136**百万円
履行時差額及び消滅債務の取崩額	△**1**百万円
当期末残高	**6,283**百万円

（注）当期末残高は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動負債「その他」	**70**百万円
固定負債「資産除去債務」	**6,213**百万円

７．賃貸等不動産に関する注記

当社の一部子会社では、賃貸収益を得ることを目的として賃貸商業施設を有しております。なお、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

8．収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

項目	報告セグメント		その他	合計
	スーパーマーケット	計		
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
顧客との契約から生じる収益				
生鮮食品	123,851	123,851	—	123,851
一般食品	131,256	131,256	—	131,256
その他の商品及び製品	8,291	8,291	—	8,291
営業収入	753	753	—	753
その他	—	—	889	889
合計	264,153	264,153	889	265,043
その他の収益	5,171	5,171	10	5,181
外部顧客への売上高	269,324	269,324	899	270,224

（注）１．「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報処理事業、清掃事業、印刷事業等を含んでおります。

２．「その他の収益」は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）の適用範囲に含まれるリース取引（動産及び不動産の賃貸収入）であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

① 契約及び履行義務に関する情報

イ．履行義務に関する情報

顧客との契約から生じる収益は、主にスーパーマーケット事業におけるもので構成されており、これは連結全体の売上高の９割超を占め、顧客のほとんどは不特定多数の一般消費者であります。

スーパーマーケット事業では、主に当社グループ店舗の店頭で商品を販売しており、履行義務の内容としての顧客に移転することを約束した財又はサービスは、生鮮食品、一般食品、その他の商品及び製品（以下、これらを総称して「商品」といいます。）が９割超を占めております。

従いまして、本注記における記載は、重要性に鑑みスーパーマーケット事業の店頭で販売する商品に関して記載しております。

なお、顧客との契約に関する補足説明は次のとおりであります。

（財又はサービスが他の当事者により顧客に提供されるよう手配する履行義務）

顧客に対する商品の提供における当社グループの役割が代理人と判断される取引に該当するものが一部あります。当社グループの役割が代理人に該当するか否かについては、約束履行の主たる責任、価格設定の裁量権、実質的な在庫リスクの有無を総合的に勘案し判定しております。

（返品、返金及びその他の類似義務）

顧客の一方的な意思表示により商品の返品を受け、その代償としての返金負債を負うべき返品権が付されている商品の取扱いはありません。

顧客に支払われる対価として、顧客が当社グループに対する債務額に充当できる不特定多数に配布する割引クーポン、自社が設けるポイントプログラムに入会した顧客に対する自社発行ポイント並びに自社発行商品券があります。

（財又はサービスに対する保証及び関連する義務）

商品が合意された仕様に従っているという保証とは別に顧客にサービスを提供するという履行義務を伴う保証サービスはありません。

ロ．重要な支払条件に関する情報

(イ) 通常の支払期限

スーパーマーケット事業における商品の提供は、通常、その提供と引き替えに現金で決済されます。その他、クレジット、電子マネーでの決済、掛売があります。これらは、通常１か月以内で現金化されます。

(ロ) 対価に変動対価が含まれる場合のその内容

該当事項はありません。

(ハ) 変動対価の見積りが通常制限される場合のその内容

該当事項はありません。

(ニ) 契約に重要な金融要素が含まれる場合のその内容

該当事項はありません。

② 取引価格の算定に関する情報

イ．変動対価の算定

該当事項はありません。

ロ．変動対価の見積りが制限される場合のその評価

該当事項はありません。

ハ．契約に重要な金融要素が含まれる場合の対価の額に含まれる金利相当分の調整

該当事項はありません。

ニ．現金以外の対価の算定

該当事項はありません。

ホ．返品、返金及びその他の類似義務の算定

返金負債に該当するものについて、該当事項はありません。

その他の類似義務の算定については、次のとおりであります。

割引クーポン	クーポンに記載された券面金額又は割引率で算定した金額
自社発行ポイント	ポイントプログラムにより定められた金額
自社商品券	券面金額

③ 履行義務への配分額の算定に関する情報

イ．約束した財又はサービスの独立販売価格の見積り

独立販売価格は、顧客に店頭で提示した販売価格により算定しております。

ロ．契約の特定の部分に値引きや変動対価の配分を行っている場合の取引価格の配分

履行義務について、特定の商品に関係するものについては、該当する商品の独立販売価格に配分し、それ以外のものについては、契約における商品の束について顧客に値引きを行っているものとして、契約におけるすべての履行義務に対して比例的に配分しております。

④ 履行義務の充足時点に関する情報

イ．履行義務を充足する通常の時点

店舗の店頭で販売する商品は、顧客から店内の精算所で対価を受け取ると同時に、顧客は商品に対する支配を獲得し、当社グループの履行義務は一時点で充足されます。

ロ．一定の期間にわたり充足される履行義務について、収益を認識するために使用した方法及び該当方法が財又はサービスの移転の忠実な描写となる根拠

該当事項はありません。

ハ．一時点で充足される履行義務について、約束した財又はサービスに対する支配を顧客が獲得した時点を評価する際に行った重要な判断

一時点で充足される履行義務に関して、当社グループが対価を収受する権利、顧客が有する法的所有権、商品の物理的占有の移転、顧客における所有リスクと経済的便益、顧客における商品の検収について、何ら障害となるものはありません。

⑤　本会計基準の適用における重要な判断

イ．代理人取引

商品等の販売に係る収益について、顧客に対する商品等の提供における当社グループの役割が代理人と判断される取引（消化仕入）については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先へ支払う対価の総額を控除した純額で収益を認識しております。

ロ．センターフィー

当社グループの物流センターに納品される商品及び資材を当社グループが分荷し店舗へ配送する対価に関する収益（センターフィー）について、商品等に対する支配の移転時期、商品等の納入とその配送のサービスに関する関連性を総合的に勘案し検討した結果、これらが一体の取引と判断されるものについては当該収益が仕入先へ支払う商品等の対価の額の一部を構成するものとして、純額で商品等の調達原価を認識しております。

ハ．割引クーポン

商品等の販売において顧客から提示される不特定多数の消費者に配布した割引クーポンについて、顧客から受け取る対価の総額から当該費用を控除した純額で収益を認識しております。

ニ．自社発行ポイント

自社が設けるポイントプログラムに入会した顧客に付与するポイントについて、将来割安な価格で自社の商品等を引き渡す履行義務を負っており、当該ポイントが使用された時点で履行義務が充足されます。なお、当該ポイントには有効期限があり、取引価格の履行義務への配分は、未使用の当該ポイントに係る将来の失効見込みを加味したうえで、独立販売価格に基づき行っております。また、将来の失効見込みについては、過去3年間の失効率を基礎に判断しております。

ホ．自社発行商品券

自社が発行する商品券について、商品券を発行した時点で将来顧客に自社の商品を引き渡す履行義務を負っており、当該商品券が使用された時点で履行義務が充足されます。なお、当該商品券には有効期限がないため、取引価格の履行義務への配分は、独立販売価格に基づき行っており、未使用の当該商品券については、顧客が使用する可能性が極めて低くなった時点で収益を認識しております。また、顧客が使用する可能性が極めて低くなった時点の判断については、当該商品券の発行後10年を経過した時点と判断しております。

(3) 当期及び翌期の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

イ．顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	**5,032**百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	**6,042**百万円
契約資産（期首残高）	―
契約資産（期末残高）	―
契約負債（期首残高）	**673**百万円
契約負債（期末残高）	**667**百万円

ロ．当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債に含まれていた額

358百万円

ハ．当期中の契約資産及び契約負債の残高の重要な変動がある場合のその内容

該当事項はありません。

ニ．履行義務の充足の時期が通常の支払時期にどのように関連するのか並びにそれらの要因が契約資産及び契約負債の残高に与える影響の説明

契約負債のうち自社発行ポイントに相当する分は、ポイントプログラムに基づき、顧客に対し現時点での商品の引き渡しに伴い、将来割安な価格で商品を購入できる権利を付与した履行義務に関するものであります。

契約負債のうち自社発行商品券に相当する分は、顧客から商品券の対価として受領したものであり、将来において商品券と引替えに商品等を引き渡す履行義務に関するものであります。

上記契約負債は、いずれも、将来、商品等を販売し収益を認識した時点で取り崩されます。

ホ．過去の期間に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益の額

該当事項はありません。

② 履行義務に配分した取引価格

イ．当連結会計年度末時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額

商品券	**552**百万円
ポイント債務	**115**百万円
合計	**667**百万円

ロ．残存履行義務について収益として認識する見込時期

商品券については、顧客が通常権利行使をする可能性があると考えられる今後１年から10年の間で収益として認識することを見込んでおり、その金額の割合に関する見込みは、期末日後１年以内が約40％、残り約60％がその後10年以内であります。

ポイント債務については、１年程度の間で収益として認識することを見込んでおります。

９．１株当たり情報に関する注記

(1)　１株当たり純資産額　　**920**円**10**銭

(2)　１株当たり当期純利益　　**81**円**79**銭

（注）１．2024年４月１日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っております。このため、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号　2013年９月13日　企業会計基準委員会）等に基づき、当期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「１株当たり純資産額」並びに「１株当たり当期純利益」を算定しております。

２．１株当たり純資産額の算定上の基礎

純資産の部の合計額	**83,298**百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	―
普通株式に係る期末の純資産額	**83,298**百万円
１株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式数	**90,532,540**株

３．１株当たり当期純利益の算定上の基礎

親会社株主に帰属する当期純利益	**7,442**百万円
普通株主に帰属しない金額	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	**7,442**百万円
１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数	**91,000,455**株

10. 重要な後発事象に関する注記

(1)　株式分割

当社は、2024年２月13日開催の取締役会決議に基づき、2024年４月１日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

①　株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、より投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

②　株式分割の内容

イ．株式分割の方法

2024年３月31日（日）（当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には2024年３月29日（金））を基準日として、同日最終の当社株主名簿に記載または記録された株主が所有する当社普通株式１株につき４株の割合をもって分割いたします。

ロ．株式分割により増加する株式数等（自己株式を含む）

分割前の発行済株式総数	23,388,039株
分割により増加する株式数	70,164,117株
分割後の発行済株式総数	93,552,156株

（注）株式の分割により、株式の数に１株に満たない端数は生じません。

分割後の発行可能株式総数	152,000,000株

（注）「③　株式分割に伴う定款の一部変更」をご覧ください。

ハ．株式分割の日程

取締役会決議日	2024年２月13日（火）
基準日公告日	2024年３月13日（水）
基準日	2024年３月31日（日）（実質的には2024年３月29日（金））
効力発生日	2024年４月１日（月）

③　株式分割に伴う定款の一部変更

イ．定款変更の目的

今回の株式分割に伴い発行済株式総数が増加するため、会社法第184条第２項の規定に基づき、2024年４月１日を効力発生日として、当社定款第６条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

ロ．定款変更の内容（下線部分は変更箇所を示しております。）

・現行定款

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、38,000,000株とする。

・変更後定款

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、152,000,000株とする。

ハ．定款変更の日程

取締役会決議日	2024年２月13日（火）
効力発生日	2024年４月１日（月）

④　その他

イ．資本金の額の変更について

今回の株式分割に伴う資本金の額の変更はありません。

ロ．配当について

今回の株式分割は2024年４月１日を効力発生日としておりますので、2024年３月31日を基準日とする2024年３月期の期末配当金は、株式分割前の株式数が対象となります。

なお、当社の配当に関する基本方針について変更はなく、当社は、当社グループの持株会社として、グループ全体の業績の状況や将来の事業展開、配当性向などを総合的に勘案し、株主の皆様へ配当することを基本としております。１株当たり年間配当額の決定におきましては、長期的に安定して当社株式を保有していただくため、連結１株当たり当期純利益の概ね30％を目安として、毎期の業績に連動した適正な配当を安定的かつ継続的に行うことといたします。

ハ．株主優待制度について

当社は、毎年３月31日現在及び９月30日現在の当社株主名簿に記載または記録された100株以上保有の株主様に対し、所有株式数に応じて株主優待品の贈呈を実施しております。今回の株式分割は2024年４月１日を効力発生日としておりますので、2024年３月31日を基準日とする株主優待品の贈呈は、株式分割前の株式数が対象となります。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ．子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

ロ．その他有価証券

(ｲ) 市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

イ．貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品　２年～15年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権　10年

(3) 引当金の計上基準

① 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当期における支給見込額に基づき計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当期の負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 約束した財又はサービスに係る収益及び費用の計上基準

当社は純粋持株会社として、子会社の支配及び経営管理を行っております。また、顧客はすべて当社の子会社であります。

なお、当社の売上高は、経営指導料収入と配当金収入（子会社からの受取配当金）で構成されております。配当金収入については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日　企業会計基準委員会）等の範囲に含まれる金融商品に係る取引であるため、顧客との契約から生じる収益の対象外となります。

経営指導料収入は、子会社における企業経営全般に関するサービスの提供であり、履行義務の内容としての顧客に移転することを約束した財又はサービスは、当該日常的又は反復的なサービス（以下、「サービス」といいます。）であります。

顧客に対するサービスの提供は、月単位で継続的に行われるため、一定の期間にわたり充足される履行義務と判断しており、当該サービスは、役務を提供する月単位で収益を認識しております。

なお、顧客に対するサービスの提供における当社の役割が代理人と判断される取引に該当するものはありません。

(5) 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

(6) 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

(7) 会計上の見積りに関する注記

① 関係会社株式の評価

イ．重要な会計上の見積りを示す項目に関する事項

当社は、当社グループ各社の株式を保有し、当社グループ全体の事業運営を統括する純粋持株会社であり、資産構成は関係会社株式で大半を占めていることから、当事業年度の計算書類を作成するにあたって行った会計上の見積りのうち、翌期の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがあるものとして、関係会社株式の評価が重要な会計上の見積りを示す項目と認識しております。なお、本項目における関係会社株式は、「金融商品に関する会計基準及び同実務指針」による評価の対象となるものであります。

ロ．当期の計算書類に計上した金額

関係会社株式の評価に関し、当期においては、取得価額が評価額に対し著しく下落したと認められる関係会社株式はなく、関係会社株式評価損の計上はありません。なお、当期末現在における関係会社株式は、総資産に対し82.9％を占めており、その内容は次のとおりであります。

投資その他の資産「関係会社株式」　**26,369**百万円

ハ．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(ｲ) 金額の算出方法

関係会社株式の評価にあたり、その発行会社の純資産等に基づく評価額が取得原価に比べ50％以上下落した場合には、関係会社株式の取得原価を評価額まで減損し、当該減少額を関係会社株式評価損として計上することとしております。

なお、評価額は、当該関係会社の純資産に基づく１株当たり純資産額に加え、翌期の予算等を加味した１株当たり実質評価額の合理的な見積りにより算定しております。

(ﾛ) 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

・ 翌期の予算等

翌期における関係会社の事業計画に基づく予算等を検討し、当該会社の１株当たり純資産額を著しく棄損させる兆候の有無、その影響を検討しております。

(ﾊ) 重要な会計上の見積りが翌期の計算書類に与える影響その他の会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式の１株当たり実質評価額の評価に関する前提条件には、当該株式を発行する関係会社の翌期における予算等の検証が含まれますが、これらの前提条件は現時点で想定しうる与件を前提とした見積りに基づくため、将来の関係会社における大幅な業績不振や重要事象等の発生により、関係会社株式の評価額を著しく棄損させる変化又は取得原価の回収不能が見込まれた場合、翌期の計算書類において、関係会社株式評価損の計上が必要となる可能性があります。

(8) 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

(9) 追加情報に関する注記

該当事項はありません。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2百万円

(2) 保証債務

① 他の会社の仕入債務に対する債務保証

株式会社原信	53百万円
株式会社ナルス	9百万円
原信ナルスオペレーションサービス株式会社	1,602百万円
アクシアル　レーベル株式会社	114百万円
株式会社原興産	0百万円
合計	1,779百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務（区分表示したものを除く）

① 短期金銭債権	268百万円
② 短期金銭債務	44百万円

3．損益計算書に関する注記

(1) 営業収益のうち顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益の内訳

顧客との契約から生じる収益	860百万円
その他の収益	2,168百万円
外部顧客への売上高合計	3,028百万円

（注）「その他の収益」は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）の適用範囲に含まれる金融商品に係る取引（子会社からの受取配当金）であります。

(2) 関係会社との営業取引及び営業以外の取引の取引高の総額

① 営業取引（収入分）	3,028百万円
② 営業取引（支出分）	25百万円
③ 営業取引以外の取引（収入分）	20百万円
④ 営業取引以外の取引（支出分）	20百万円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式	346,519株	408,385株	―	754,904株

（注）変動事由の概要

（増加数の内訳）

単元未満株式の買取請求による取得	185株
取締役会決議に基づく自己株式の取得	408,200株

5．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

未払事業税	4百万円
賞与引当金	8百万円
投資有価証券評価損	79百万円
その他	3百万円
繰延税金資産合計	95百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
（調整）	
役員賞与引当金	1.9%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%
住民税均等割	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△28.9%
その他	△0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.4%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「地方税法等の一部を改正する法律」が2024年３月30日に公布され、2025年４月１日以後に開始する事業年度から法人事業税の外形標準課税に関する見直しが行われることとなりました。これに伴う当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

6．リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

7．関連当事者との取引に関する注記

① 関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	当期末残高(百万円)
子会社	株式会社原信	(所有) 直接 100	当社の事業子会社 役員の兼任 6名 出向者の受入 23名 事務所の賃借 資金の貸付 仕入債務の保証	配当金の受取	1,202	—	—
				経営指導料の受取	425	—	—
				資金の貸付	58,100	—	—
子会社	株式会社ナルス	(所有) 直接 100	当社の事業子会社 役員の兼任 6名 資金の借入 仕入債務の保証	配当金の受取	360	—	—
				経営指導料の受取	85	—	—
				資金の借入	1,000	関係会社短期借入金	1,000

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	当期末残高(百万円)
子会社	株式会社フレッセイ	(所有)直接 100	当社の事業子会社 役員の兼任 6名 出向者の受入 4名 資金の貸付	配当金の受取	341	—	—
				経営指導料の受取	160	—	—
				資金の貸付	48,000	関係会社短期貸付金	2,000
子会社	原信ナルスオペレーションサービス株式会社	(所有)直接 100	当社の事業子会社 役員の兼任 7名 出向者の受入 1名 資金の借入 仕入債務の保証	資金の借入	4,500	関係会社短期借入金	1,200
				利息の支払	4	—	—
				仕入債務の保証	1,602	—	—
子会社	アクシアルレーベル株式会社	(所有)直接 100	当社の事業子会社 役員の兼任 1名 資金の貸付 仕入債務の保証	資金の貸付	16,440	—	—
子会社	株式会社原興産	(所有)直接 100	当社の事業子会社 役員の兼任 1名 資金の借入 仕入債務の保証	資金の借入	2,200	関係会社短期借入金	2,200
				利息の支払	7	—	—
子会社	株式会社アイテック	(所有)直接 100	当社の事業子会社 役員の兼任 1名 資金の借入	資金の借入	1,070	関係会社短期借入金	970
子会社	高速印刷株式会社	(所有)直接 100	当社の事業子会社 資金の借入	資金の借入	550	関係会社短期借入金	550
子会社	力丸流通サービス株式会社	(所有)間接 100	当社の事業子会社 役員の兼任 1名 資金の借入	資金の借入	600	—	—

（注）1．経営指導料は、各社の規模、業績、事業所数等を基準に算定した数値を基に決定しております。

2．資金の貸付及び借入は、各社の資金繰り状況を基に短期運転資金の調整を基本として実行しております。また、金利につきましては、一般に公表される市場金利を参考に決定しております。

3．仕入債務の保証は、商品の仕入に関する買掛債務を対象に支払保証を行っているものであります。

８．収益認識に関する注記

（1） 収益を理解するための基礎となる情報

① 契約及び履行義務に関する情報

イ．履行義務に関する情報

顧客との契約から生じる収益は、子会社の支配及び経営管理に関するものであり、顧客はすべて当社の子会社であります。

なお、当社の売上高は、経営指導料収入と配当金収入（子会社からの受取配当金）で構成されております。配当金収入については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日　企業会計基準委員会）等の範囲に含まれる金融商品に係る取引であるため、顧客との契約から生じる収益の対象外となります。

経営指導料収入は、子会社における企業経営全般に関するサービスの提供であり、履行義務の内容としての顧客に移転することを約束した財又はサービスは、当該日常的又は反復的なサービス（以下、「サービス」といいます。）であります。

従いまして、本注記における記載は、経営指導料収入に関して記載しております。

なお、顧客との契約に関する補足説明は次のとおりであります。

（財又はサービスが他の当事者により顧客に提供されるよう手配する履行義務）

顧客に対する商品の提供における当社グループの役割が代理人と判断される取引に該当するものはありません。

（返品、返金及びその他の類似義務）

顧客の一方的な意思表示によりサービスの返品を受け、その代償としての返金負債を負うべき返品権が付されているサービスの取扱いはありません。

顧客に支払われる対価に該当するものはありません。

（財又はサービスに対する保証及び関連する義務）

商品が合意された仕様に従っているという保証とは別に顧客にサービスを提供するという履行義務を伴う保証サービスはありません。

ロ．重要な支払条件に関する情報

(ｲ) 通常の支払期限

サービスの提供は、通常、サービスを提供した月内に請求し、当月内に決済されます。

(ﾛ) 対価に変動対価が含まれる場合のその内容

該当事項はありません。

(ﾊ) 変動対価の見積りが通常制限される場合のその内容

該当事項はありません。

(ﾆ) 契約に重要な金融要素が含まれる場合のその内容

該当事項はありません。

② 取引価格の算定に関する情報

イ．変動対価の算定

該当事項はありません。

ロ．変動対価の見積りが制限される場合のその評価

該当事項はありません。

ハ．契約に重要な金融要素が含まれる場合の対価の額に含まれる金利相当分の調整

該当事項はありません。

ニ．現金以外の対価の算定

該当事項はありません。

ホ．返品、返金及びその他の類似義務の算定

該当事項はありません。

③　履行義務への配分額の算定に関する情報

イ．約束した財又はサービスの独立販売価格の見積り

独立販売価格は、顧客と取り交わした契約金額により算定しております。

ロ．契約の特定の部分に値引きや変動対価の配分を行っている場合の取引価格の配分

該当事項はありません。

④　履行義務の充足時点に関する情報

イ．履行義務を充足する通常の時点

顧客に提供するサービスは、月単位で継続的に提供し、顧客はサービスに対する支配を獲得し、当社グループの履行義務は充足します。

ロ．一定の期間にわたり充足される履行義務について、収益を認識するために使用した方法及び該当方法が財又はサービスの移転の忠実な描写となる根拠

顧客に対するサービスの提供は、月単位で継続的に行われるため、一定の期間にわたり充足される履行義務と判断しております。なお、当該サービスは、役務を提供する月単位で収益を認識しておりますが、これは、日常的又は反復的なサービスであり、顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受すると考えられるためであります。

ハ．一時点で充足される履行義務について、約束した財又はサービスに対する支配を顧客が獲得した時点を評価する際に行った重要な判断

該当事項はありません。

⑤　本会計基準の適用における重要な判断

該当事項はありません。

9．1株当たり情報に関する注記

(1)　1株当たり純資産額　　**279円80銭**

(2)　1株当たり当期純利益　　**24円07銭**

（注）1．2024年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。このため、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号　2013年9月13日　企業会計基準委員会）等に基づき、当期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」並びに「1株当たり当期純利益」を算定しております。

2．1株当たり純資産額の算定上の基礎

純資産の部の合計額	**25,331**百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	―
普通株式に係る期末の純資産額	**25,331**百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式数	**90,532,540**株

3．1株当たり当期純利益の算定上の基礎

当期純利益	**2,190**百万円
普通株主に帰属しない金額	―
普通株式に係る当期純利益	**2,190**百万円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数	**91,000,455**株

10. 重要な後発事象に関する注記

(1) 株式分割

当社は、2024年２月13日開催の取締役会決議に基づき、2024年４月１日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

① 株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、より投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

② 株式分割の内容

イ．株式分割の方法

2024年３月31日（日）（当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には2024年３月29日（金））を基準日として、同日最終の当社株主名簿に記載または記録された株主が所有する当社普通株式１株につき４株の割合をもって分割いたします。

ロ．株式分割により増加する株式数等（自己株式を含む）

分割前の発行済株式総数	23,388,039株
分割により増加する株式数	70,164,117株
分割後の発行済株式総数	93,552,156株

（注）株式の分割により、株式の数に１株に満たない端数は生じません。

分割後の発行可能株式総数	152,000,000株

（注）「③ 株式分割に伴う定款の一部変更」をご覧ください。

ハ．株式分割の日程

取締役会決議日	2024年２月13日（火）
基準日公告日	2024年３月13日（水）
基準日	2024年３月31日（日）（実質的には2024年３月29日（金））
効力発生日	2024年４月１日（月）

③ 株式分割に伴う定款の一部変更

イ．定款変更の目的

今回の株式分割に伴い発行済株式総数が増加するため、会社法第184条第２項の規定に基づき、2024年４月１日を効力発生日として、当社定款第６条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

ロ．定款変更の内容（下線部分は変更箇所を示しております。）

・現行定款

（発行可能株式総数）

第６条 当会社の発行可能株式総数は、<u>38,000,000株</u>とする。

・変更後定款

（発行可能株式総数）

第６条 当会社の発行可能株式総数は、<u>152,000,000株</u>とする。

ハ．定款変更の日程

取締役会決議日	2024年２月13日（火）
効力発生日	2024年４月１日（月）

④　その他

イ．資本金の額の変更について

今回の株式分割に伴う資本金の額の変更はありません。

ロ．配当について

今回の株式分割は2024年４月１日を効力発生日としておりますので、2024年３月31日を基準日とする2024年３月期の期末配当金は、株式分割前の株式数が対象となります。

なお、当社の配当に関する基本方針について変更はなく、当社は、当社グループの持株会社として、グループ全体の業績の状況や将来の事業展開、配当性向などを総合的に勘案し、株主の皆様へ配当することを基本としております。１株当たり年間配当額の決定におきましては、長期的に安定して当社株式を保有していただくため、連結１株当たり当期純利益の概ね30％を目安として、毎期の業績に連動した適正な配当を安定的かつ継続的に行うことといたします。

ハ．株主優待制度について

当社は、毎年３月31日現在及び９月30日現在の当社株主名簿に記載または記録された100株以上保有の株主様に対し、所有株式数に応じて株主優待品の贈呈を実施しております。今回の株式分割は2024年４月１日を効力発生日としておりますので、2024年３月31日を基準日とする株主優待品の贈呈は、株式分割前の株式数が対象となります。